

○風致地区内における建築等の規制に関する条例

昭和四十五年三月二十六日

福島県条例第十九号

改正 昭和六〇年七月一六日条例第三八号

昭和六二年七月一七日条例第五一号

平成四年三月二四日条例第五三号

平成七年一〇月一三日条例第五五号

平成九年三月二五日条例第四四号

平成一一年三月一九日条例第二六号

平成一一年一二月二四日条例第七八号

平成一四年三月二六日条例第五四号

平成一六年七月六日条例第六四号

平成一七年三月二五日条例第六三号

平成二四年三月二一日条例第三七号

平成二六年一二月二四日条例第一〇七号

令和六年三月二十六日条例第十六号

風致地区内における建築等の規制に関する条例をここに公布する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。）第五十八条第一項の規定に基づき、風致地区（面積が十ヘクタール以上であり、かつ、二以上の市町村の区域にわたるものに限る。以下同じ。）内における建築等の規制に関して必要な事項を定めるものとする。

(平一六条例六四・平二六条例一〇七・一部改正)

(風致地区の種別)

第二条 風致地区の種別は、第一種風致地区、第二種風致地区及び第三種風致地区の三種とする。

2 前項の風致地区の種別ごとの区域は、福島県都市計画地方審議会の意見を聞いて知事が定める。

3 知事は、前項の規定により風致地区の種別ごとの区域を定めたときは、これを告示しなければならない。

(行為の制限)

第三条 風致地区内において次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事（市の区域にあつては、当該市の長。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

- 一 建築物その他の工作物の新築、増築、改築又は移転（以下「建築」という。）
 - 二 建築物その他の工作物の色彩の変更
 - 三 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更（以下「宅地の造成等」という。）
 - 四 水面の埋立て又は干拓
 - 五 木竹の伐採
 - 六 土石の類の採取
 - 七 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の堆積（以下「屋外における土石等の堆積」という。）
- 2 国、県又は市の機関（国又は県の出資に係る公法人であつて規則で定めるものを含む。以下同じ。）が前項各号に掲げる行為をしようとするときは、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国、県又は市の機関は、これらの行為をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に協議をしなければならない。
- 3 次に掲げる行為については、第一項の許可を受け、又は前項の協議をすることを要しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事にその旨を通知しなければならない。
- 一 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川又は同法第百条第一項の規定により指定された河川の河川工事の施行又は管理に係る行為
 - 二 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）による海岸保全施設に関する工事の施行又は海岸保全区域の管理に係る行為
 - 三 砂防法（明治三十年法律第二十九号）による砂防工事の施行又は砂防設備の管理（同法に規定する事項が準用されるものを含む。）に係る行為
 - 四 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）による地すべり防止工事の施行又は地すべり防止区域の管理に係る行為
 - 五 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為

- 六 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第一項に規定する保安施設事業の施行に係る行為
- 七 独立行政法人水資源機構が行う独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項第一号、第二号イ及び第三号（水資源開発施設に係るものに限る。）に規定する業務に係る行為（第一号に掲げるものを除く。）
- 八 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四条の規定による信号機の設置若しくは管理又は同法第九条の規定による道路標識等の設置に係る行為
- 九 航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二条の規定による航路標識の設置又は管理に係る行為
- 十 港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）による信号所の設置又は管理に係る行為
- 十一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第一号から第五号までに掲げる港湾施設（同条第六項の規定により同条第五項第一号から第五号までに掲げる港湾施設とみなされる施設を含む。）に関する工事の施行又はこれらの施設の管理に係る行為
- 十二 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条第一号に掲げる基本施設若しくは同条第二号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又はこれらの施設の管理に係る行為
- 十三 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第九十六条第一項に規定する指示に関する業務の用に供するレーダー若しくは通信設備の設置又は管理に係る行為
- 十四 気象、海象、地象、洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
- 十五 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）による公園事業若しくは生態系維持回復事業又は県立自然公園のこれらに相当する事業の執行に係る行為
- 十六 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為
- 十七 国有林野内において行う国民の保健休養の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
- 十八 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）による土地改良事業の施行に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。）
- 十九 森林法第五条第一項に規定する地域森林計画に定める林道の新設及び管理に係る

行為

二十 地方公共団体又は農林漁業を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に関する事業の施行に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。）

二十一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第七十八条第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財又は同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為

二十二 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第三条第一項に規定する鉱物の掘採に係る行為

二十三 高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）による高速自動車国道若しくは道路法（昭和二十七年法律第八十号）による自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧（これらの道路とこれらの道路以外の道路（道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）による一般自動車道を除く。）とを連絡する施設の新設及び改築を除く。）又は道路法による一般国道、県道若しくは市町村道（自動車専用道路を除く。）の改築（小規模の拡幅、舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為

二十四 道路運送法による一般自動車道若しくは専用自動車道（鉄道若しくは軌道の代替に係るもの又は一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものに限る。）の造設（これらの自動車道とこれらの自動車道以外の道路（道路法による高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）とを連絡する施設の造設を除く。）又は管理に係る行為

二十五 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第三百三十六号）第二条第六項に規定するバスターミナルの設置又は管理に係る行為

二十六 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設の建設（駅、操車場、車庫その他これらに類するもの（以下「駅等」という。）の建設を除く。）又は管理に係る行為

二十七 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設の建設（鉄道事業にあつては、駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為

二十八 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道の敷設（駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為

二十九 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系(支持物を含む。以下同じ。)及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

三十 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二百十条第一項に規定する認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

三十一 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)による放送事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

三十二 水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)による水道事業若しくは水道用水供給事業の用に供する施設、工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)による下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為

三十三 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)による電気事業の用に供する電気工作物の設置(発電の用に供する電気工作物の設置を除く。)又は管理に係る行為

三十四 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)によるガス工作物の設置(液化石油ガスを主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置に限る。)又は管理に係る行為

(昭六〇条例三八・昭六二条例五一・平九条例四四・平一一条例二六・平一一条例七八・平一四条例五四・平一六条例六四・平一七条例六三・平二四条例三七・一部改正)

(適用除外)

第四条 次に掲げる行為については、前条の規定は適用しない。

- 一 都市計画事業の施行として行う行為
- 二 国、県若しくは市町村又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為
- 三 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 四 建築物の建築で、当該建築に係る建築物の床面積が十平方メートル以下であるもの(建築後の建築物の建築が第五条第一項第一号に規定する建築物の建築の基準に適合しないこととなるものを除く。)

- 五 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下この号及び第十二号イ（ア）並びに第五条第一項第二号において同じ。）の建築
- ア 風致地区内において行う工事に必要な仮設の工作物の建築
 - イ 水道管、下水道管、井戸、ガス管その他これらに類する工作物で地下に設けるものの建築
 - ウ 消防又は水防の用に供する望楼及び警鐘台の建築
 - エ その他の工作物の建築で、当該建築に係る工作物の高さが一・五メートル以下であるもの
- 六 建築物その他の工作物のうち屋根、壁面、煙突、門、塀、橋、鉄塔その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更
- 七 宅地の造成等で、面積が十平方メートル以下のものであり、かつ、高さが一・五メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- 八 面積が十平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓
- 九 次に掲げる木竹の伐採
- ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
 - イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - エ 仮植した木竹の伐採
 - オ 前条第三項各号及び本条各号に掲げる行為のため必要な測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- 十 土石の類の採取で、その採取による土地の形状の変更が第七号の宅地の造成等と同程度のもの
- 十一 屋外における土石等の堆積で、面積が十平方メートル以下であり、かつ、高さが一・五メートル以下であるもの
- 十二 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
- ア 法令又はこれに基づく処分による業務の履行として行う行為
 - イ 建築物の存する敷地内で行う次に掲げる行為
 - (ア) 当該建築物に付属する物干場、受信用の空中線系その他これらに類する工作物の建築
 - (イ) 高さが一・五メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わない土地の形質の変更

(ウ) 高さが五メートル以下の木竹の伐採（伐採後の当該敷地における木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の当該敷地の面積に対する割合が、第五条第一項第六号アの基準に適合するものに限る。）

(エ) 土石の類の採取で、その採取による土地の形状の変更が（イ）の土地の形質の変更と同程度のもの

ウ 認定電気通信事業又は有線一般放送の業務（共同聴取業務に限る。以下同じ。）の用に供する線路又は空中線系のうち、高さが十五メートル以下であるものの建築（新築の場合にあつては、有線放送業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）

エ 農林漁業を営むために行う次に掲げる行為

(ア) 幅員が二メートル以下の用排水路又は農道若しくは林道の設置

(イ) 宅地の造成及び土地の開墾以外の土地の形質の変更

(ウ) 森林の択伐又は皆伐（林業を営むために行うものに限る。）

（昭六〇条例三八・平一六条例六四・平二四条例三七・一部改正）

（変更の許可）

第四条の二 第三条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

（平一一条例七八・追加）

（変更の協議又は通知）

第四条の三 第三条第二項の協議をした者は、当該協議に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に協議をしなければならない。

2 第三条第三項の規定による通知をした者は、当該通知に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事にその旨を通知しなければならない。

（平一一条例七八・追加）

（許可基準等）

第五条 知事は、第三条第一項又は第四条の二の許可の申請に係る行為が次に定める基準に適合するものについては、同項又は同条の許可をするものとする。

一 建築物（第三号及び第四号に掲げる建築物を除く。）の建築については、次に該当するものであること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持上アに掲げる基準による必要がないと認められるときは、当該基準への適合については、この限りでない。

ア 当該建築物の高さ、建築面積の敷地面積に対する割合及び外壁又はこれに代わる柱

の面から敷地の境界線までの距離は、風致地区の種別ごとに、次のとおりとすること。

風致地区の種別	建築物の高さ	建築面積の敷地面積に対する割合	外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離	
			道路に接する部分	その他の部分
第一種風致地区	八メートル以内	十分の二以内	三メートル以上	一・五メートル以上
第二種風致地区	十二メートル以内	十分の三以内	二メートル以上	一メートル以上
第三種風致地区	十五メートル以内	十分の四以内	二メートル以上	一メートル以上

イ 当該建築物の位置、形態及び意匠が当該建築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

ウ 敷地が造成された宅地であるときは、風致の維持に必要な植栽その他の措置を行なうものであること。

二 工作物（第三号及び第四号に掲げる工作物を除く。）の建築については、当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が当該建築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

三 仮設の建築物その他の工作物の建築については、次に該当するものであること。

ア 当該建築物その他の工作物は、容易に移転し、又は除却することができる構造のものであること。

イ 当該建築物その他の工作物の規模及び形態が当該建築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

四 地下に設ける建築物その他の工作物の建築については、当該建築物その他の工作物の位置及び規模が当該建築の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

五 建築物その他の工作物の色彩の変更については、当該変更後の色彩が、当該変更の行われる建築物その他の工作物の存する土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

六 宅地の造成等については、次に該当するものであり、かつ、適切な植栽その他の措置を行なうことにより変更後の地貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないこと。

ア 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合（以下「緑地率」という。）は、風致地区の種別ごとに、次のとおりとすること。

風致地区の種別	緑地率
第一種風致地区	五十パーセント以上
第二種風致地区	四十パーセント以上
第三種風致地区	三十パーセント以上

イ 宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ウ 宅地の造成等に係る土地の区域の面積が一ヘクタールを超えるものにあつては、イのほか、次に該当するものであること。

(ア) 高さが五メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないこと。

(イ) 都市の風致の維持上特に重要な森林で、あらかじめ知事が指定したものの伐採を伴わないこと。

七 木竹の伐採については、木竹の伐採が次のいずれかに該当するものであり、かつ、伐採の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風致をそこなうおそれが少ないこと。

ア 第三条第一項又は第四条の二の許可を受けて第三条第一項第一号及び第三号に掲げる行為をするために必要な最少限度の木竹の伐採

イ 森林の択伐

ウ 伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐（前号ウ（イ）の森林に係るものを除く。）で、伐採区域の面積が一ヘクタール以下のもの

エ 森林である土地の区域外における木竹の伐採

八 土石の類の採取については、採取の方法が露天掘りでなく（適切な埋戻し又は植栽をすること等により風致の維持に著しい支障を及ぼさない場合を除く。）、かつ、採取を行なう土地の区域及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

九 水面の埋立て又は干拓については、適切な植栽その他の措置を行なうことにより当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないこと。

十 屋外における土石等の堆積^{たい}については、堆積^{たい}を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

2 第三条第一項又は第四条の二の許可には、都市の風致の維持上必要な条件を付することができる。この場合において、この条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

(平一一条例七八・平一六条例六四・一部改正)

(完了の届出)

第五条の二 第三条第一項の許可を受けた者又は同条第二項の協議をした者若しくは同条第三項の規定による通知をした者は、当該許可又は協議若しくは通知に係る行為を完了したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならない。

(平一一条例七八・追加)

(監督処分)

第六条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、風致の維持上必要な限度において、第三条第一項又は第四条の二の規定によつてした許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて建築物その他の工作物の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

一 第三条第一項又は第四条の二の規定に違反した者

二 第三条第一項又は第四条の二の規定に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請負人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者

三 第三条第一項の許可又は第四条の二の変更の許可に付した条件に違反している者

四 偽りその他不正な手段により、第三条第一項の許可又は第四条の二の変更の許可を受けた者

2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(平七条例五五・平一一条例七八・平一六条例六四・一部改正)

(立入検査)

第七条 知事又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行なうため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある建築物その他の工作物又は当該土地において行なわれている工事の状況を検査することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第八条 第六条第一項の規定による知事の命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

(平四条例五三・一部改正)

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項又は第四条の二の規定に違反し、許可を受けないで第三条第一項各号に掲げる行為を行つた者

二 第五条第二項の規定により許可に付せられた条件に違反し、第三条第一項各号に掲げる行為を行つた者

2 第七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

(平四条例五三・全改、平一六条例六四・一部改正)

第十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(規則への委任)

第十一条 この条例に定めるものを除くほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和四十五年六月十四日から施行する。

2 この条例の施行の際現に都市計画法施行令(大正八年勅令第四百八十二号)第十三条の

規定による知事の命令の規定に基づいて許可を受けている行為(この条例第三条第二項若しくは第三項又は第四条に規定する行為に該当するものを除く。)については、この条例第三条第一項の許可があつたものとみなす。

- 3 市町村が平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備等に関する政令(平成二十三年政令第三百六十三号)第十四条の規定による改正後の風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令(昭和四十四年政令第三百十七号)第二条の規定により同政令で定める基準に従つた条例の制定及び施行をした場合における当該条例の施行前にした十ヘクタール以上の風致地区(二以上の市町村の区域にわたるものを除く。)のうち当該条例の制定及び施行をする当該市町村の区域における行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平二四条例三七・追加)

附 則 (昭和六〇年条例第三八号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年条例第五一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年条例第五三号)

- 1 この条例は、平成四年五月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成七年条例第五五号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成八年規則第三号で平成八年四月一日から施行)

附 則 (平成九年条例第四四号)

- 1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に効力を有する改正前の風致地区内における建築等の規制に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定に基づき知事が行った許可等の処分その他の行為又は現に改正前の条例の規定に基づき知事になされている申請その他の行為で、この条例の施行の日以後改正後の風致地区内における建築等の規制に関する条例(以

下「改正後の条例」という。)の規定により郡山市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、改正後の条例の規定に基づき郡山市長が行った許可等の処分その他の行為又は郡山市長になされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成一一年条例第二六号）

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年条例第七八号）

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 改正後の風致地区内における建築等の規制に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第三条及び第四条の二から第六条までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後の条例第三条第一項の許可を受けた行為を行う者について適用し、施行日前に改正前の風致地区内における建築等の規制に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第三条第一項の許可を受けた行為を行う者については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際改正後の条例第七条の二各号に掲げる事務に係る改正前の条例及び当該条例の施行のための規則（以下「改正前の条例等」という。）の規定により知事若しくは地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第八十七号)第一条の規定による改正前の地方自治法第五十三条第二項の規定により知事の権限の委任を受けた者（以下「知事等」という。）がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に改正前の条例等の規定により知事等に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては福島市長又は会津若松市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における改正後の条例及び当該条例の施行のための規則の規定の適用については、福島市長若しくは会津若松市長がした処分その他の行為又は福島市長若しくは会津若松市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成一四年条例第五四号）

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年条例第六四号）

- 1 この条例は、平成十六年九月一日から施行する。ただし、第一条、第三条第三項及び第四条第十号ウの改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の風致地区内における建築等の規制に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第三条第一項、第四条、第五条及び第六条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後の条例第三条第一項の許可又は第四条の二の変更の許可を受けた行為を行う者について適用し、施行日前に改正前の風致地区内における建築等の規制に関

する条例第三条第一項の許可又は第四条の二の変更の許可を受けた行為を行う者については、なお従前の例による。

附 則（平成一七年条例第六三号）

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年条例第三七号）

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項第七号の改正規定、同条第三項の改正規定及び第四条の改正規定並びに次項及び附則第四項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の風致地区内における建築等の規制に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第三条第三項及び第四条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に改正後の条例第三条第一項の許可又は第四条の二の変更の許可を受けた行為を行う者について適用し、施行日前に改正前の風致地区内における建築等の規制に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第三条第一項の許可又は第四条の二の変更の許可を受けた行為を行う者については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に効力を有する改正前の条例の規定に基づき知事が行った許可等の処分その他の行為又は現に改正前の条例の規定に基づき知事になされている申請その他の行為で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備等に関する政令(平成二十三年政令第三百六十三号)第十四条の規定による改正後の風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令(昭和四十四年政令第三百十七号)の規定により市町村長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれ当該市町村長が行った許可等の処分その他の行為又は当該市町村長になされている申請その他の行為とみなす。
- 4 附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二六年条例第一〇七号）

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（令和六年条例第十六号）

この条例は、令和六年四月一日から施行する。